史跡斎宮跡関連施設の一体管理運営・活用事業に関する
サウンディング型市場調査実施要領

令和８年１１月９日
明和町

1. 調査の目的

明和町では、国指定史跡斎宮跡の歴史的・文化的価値を保存しながら、民間事業者等の創意工夫、運営能力及び投資を活用し、関連施設の魅力向上、斎宮駅から史跡内への回遊促進及び持続可能な管理運営を図ることを検討しています。

現在、次の事業方式を基本案としています。

- いつきのみや歴史体験館、斎宮跡 1/10 史跡全体模型及びさいくう平安の杜は、指定管理者制度により管理する。
- いつき茶屋、史跡公園口休憩所及び御舘区画広場は、都市公園法第 5 条に基づく管理許可により管理する。
- 事業者提案により新たな公園施設を設置する場合は、必要に応じて同条に基づく設置許可を行う。
- 指定管理者候補者と都市公園施設管理運営事業者を、一体的に募集することを検討する。
- 御舘区画広場に、町が 24 時間利用可能な公衆トイレを新設する。
- いつき茶屋内の既存トイレは原則として撤去し、撤去後の空間について民間事業者の活用提案を求める。
- 各施設の運営と、町が検討する史跡内の二次交通及び園内移動環境との連携を図る。

本調査では、上記の事業方式及び条件案について、民間事業者等から参入可能性、事業内容、施設改修、官民の役割分担その他の公募条件に関する意見を聴取します。

本調査は、事業者を選定するものではありません。参加の有無及び提案内容は、今後の事業者公募における評価に影響しません。

2. 対象施設

指定管理を想定する施設

- いつきのみや歴史体験館
- 斎宮跡 1/10 史跡全体模型
- さいくう平安の杜

都市公園法上の管理許可を想定する施設・区域

- いつき茶屋
- 史跡公園口休憩所

- 御舘区画広場

各施設の概要及び町が検討している事業条件は、参加申込者に「事業概要・対話事項説明資料」として提供します。



指定管理設置管理許可範囲図（案）　緑色：指定管理範囲、青色：管理許可範囲

3. 主な調査事項

主として、次の事項について意見を聴取します。

- 本事業への関心及び参入可能性
- 一体公募、区分公募その他の適切な応募方式
- 共同事業体等を組成する場合の役割分担
- いつき茶屋、史跡公園口休憩所及び御舘区画広場の活用
- 指定管理施設と管理許可施設の連携
- 斎宮駅、各施設及び史跡内の回遊促進
- 二次交通及び園内移動サービスとの連携
- いつき茶屋内の既存トイレ撤去後の空間活用
- 店舗専用トイレ及び営業排水の考え方
- 新設公衆トイレの日常管理

- 指定管理及び管理許可の適切な期間
- 本事業への参入障壁
- その他、公募条件に関する事項

全ての項目への回答は必要ありません。参加者の業種及び関心分野に応じて、回答可能な事項について意見を聴取します。

4. 実施期間及び方法

4-1. 実施期間

令和 8 年 11 月 9 日（月）から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

期間中、参加申込み、質問、資料提供、現地見学、個別対話及び追加意見の提出を随時受け付けます。

4-2. 参加申込期限

令和 9 年 1 月 29 日（金）

期限後の申込みについては、対話日程等に支障がない場合に限り、町が個別に対応を判断します。

4-3. 個別対話

- 参加者ごとに非公開で行います。
- 対面又はオンライン会議により行います。
- 1 回当たり 60 分程度を予定します。
- 必要に応じて複数回の対話を行います。
- 対話日時及び場所は、参加申込後に個別に調整します。
- 個別対話は、原則として令和 9 年 2 月 26 日（金）までに実施します。

4-4. 現地見学

参加者の希望に応じ、対象施設の現地見学を随時行います。希望する施設及び日時を、参加申込時にお知らせください。

5. 参加対象者

本事業又はその一部への参画に関心を有する法人その他の団体又はこれらのグループを対象とします。

指定管理、文化・観光施設運営、飲食・物販、公園管理、建築・設計・施工、二次交通・移動サービス、地域商社、金融、補助制度活用等の一部業務のみへの参画を検討する事業者も参加できます。

個人からの申込みは受け付けません。

6. 参加申込み

WEB フォームによりお申し込みください。

項目	内容
申込方法	以下の URL 又は二次元コードからお申込みください。 https://logoform.jp/form/YEKu/1877073
担当部署	明和町斎宮跡・文化観光課
電話番号	0596-63-5315
電子メール	saikuuato@town.mie-meiwa.lg.jp
申込期限	令和 9 年 1 月 29 日（金）

申込みを受け付けた後、町から参加者へ事前配布資料を送付し、現地見学及び個別対話の日程を調整します。

7. 事前配布資料

- 事業概要・対話事項説明資料
- 質問・提案シート
- 施設概要及び位置図
- 指定管理区域図及び管理許可対象区域図
- 前回の指定管理者募集資料
- 施設別利用実績
- その他、対話に必要な資料

図面、設備資料、修繕履歴、既存トイレ、浄化槽、指定管理業務等の詳細資料は、参加者の関心分野及び対話の状況に応じて追加提供又は閲覧に供します。

8. 注意事項

- 参加事業者の名称は、原則として公表しません。
- 今回提示する事業方式、条件及び資料は案であり、今後変更する場合があります。
- 本調査への参加実績は、今後の事業者公募における評価又は参加資格に影響しません。
- 本調査に参加しなくても、今後の事業者公募に応募できます。
- 提案内容が今後の事業条件等に反映されても、提案者に事業実施の優先権は生じません。
- 調査への参加、資料作成、現地見学及び対話に要する費用は、全て参加者の負担と

します。

- 町は、対話終了後も、提案内容について個別に問い合わせる場合があります。
- 営業上の秘密、独自ノウハウその他公開に適さない情報は、提出資料上で明示してください。
- 対話結果は、参加者の名称及び営業上の秘密等を除き、概要を公表する場合があります。
- 公募の公平性に影響する重要な共通情報は、必要に応じて参加者へ共有又は町ホームページで公表します。

9. 調査結果

調査終了後、参加者の名称、独自ノウハウ及び営業上の秘密を除き、主な意見及び今後の検討方針を町ホームページで公表する予定です。